

## 最終処分場の維持管理に関する計画

- 1 擁壁等を定期的に点検し、損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講じます。
- 2 遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するための措置を講じます。
- 3 最終処分場の周縁から採取した地下水又は地下水集排水設備より採取した水の水質検査を次により行います。
  - (1) 地下水等検査項目を1年に1回以上測定・記録します。
  - (2) 電気伝導率又は塩化物イオン濃度を1月に1回以上測定・記録します。
  - (3) 電気伝導率又は塩素イオン濃度の異常が認められた場合には、速やかに再測定・記録するとともに地下水検査項目についても測定・記録します。
- 4 地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質悪化(その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかな場合を除く)が認められた場合には、その原因の調査その他生活環境の保全上必要な措置を講じます。
- 5 浸出水処理設備の維持管理は次により行います。
  - (1) 放流水の水質検査を次により行う。
    - ア 排水基準等に係る項目について1年に1回以上測定・記録します。
    - イ 水素イオン濃度、BOD、COD、SS、窒素について1月に1回以上測定・記録します。
- 6 ダイオキシン類に係る水質検査の結果、ダイオキシン類による汚染(その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかな場合を除く)が認められた場合には、その原因の調査その他生活環境の保全上必要な措置を講じます。
- 7 浸出水処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講じます。
- 8 残余の埋め立て量について、1年に1回以上測定し、かつ、記録します。

地下水等検査項目

| No | 検査項目              | 基準値            |
|----|-------------------|----------------|
| 1  | 電気伝導率             | mS/m           |
| 2  | 塩化物イオン（塩素イオン）     | mg/L           |
| 3  | アルキル水銀化合物         | 検出されないこと（mg/l） |
| 4  | 水銀及びアルキル水銀その他の化合物 | 0.0005 mg/L 以下 |
| 5  | カドミウム及びその化合物      | 0.01 mg/L 以下   |
| 6  | 鉛及びその化合物          | 0.01 mg/L 以下   |
| 7  | 六価クロム化合物          | 0.05 mg/L 以下   |
| 8  | 砒素及びその化合物         | 0.01 mg/L 以下   |
| 9  | シアン化合物            | 検出されないこと（mg/L） |
| 10 | ポリ塩化ビフェニル（PCB）    | 検出されないこと（mg/L） |
| 11 | トリクロロエチレン         | 0.03 mg/L 以下   |
| 12 | テトラクロロエチレン        | 0.01 mg/L 以下   |
| 13 | ジクロロメタン           | 0.02 mg/L 以下   |
| 14 | 四塩化炭素             | 0.002 mg/L 以下  |
| 15 | 1,2-ジクロロエタン       | 0.004 mg/L 以下  |
| 16 | 1,1-ジクロロエチレン      | 0.02 mg/L 以下   |
| 17 | シス-1,2-ジクロロエチレン   | 0.04 mg/L 以下   |
| 18 | 1,1,1-トリクロロエタン    | 1 mg/L 以下      |
| 19 | 1,1,2-トリクロロエタン    | 0.006 mg/L 以下  |
| 20 | 1,3-ジクロロプロペン      | 0.002 mg/L 以下  |
| 21 | チラウム              | 0.006 mg/L 以下  |
| 22 | シマジン              | 0.003 mg/L 以下  |
| 23 | チオベンカルブ           | 0.02 mg/L 以下   |
| 24 | ベンゼン              | 0.01 mg/L 以下   |
| 25 | セレン及びその化合物        | 0.01 mg/L 以下   |
| 26 | ダイオキシン類           | 1 pg-TEQ/L 以下  |

排水基準等に係る項目

| No | 検査項目                  | 基準値         |
|----|-----------------------|-------------|
| 1  | 水素イオン濃度（pH）           | 5.8～8.6     |
| 2  | 生物化学的酸素要求量（BOD）       | 60 mg/L 以下  |
| 3  | 化学的酸素要求量（COD）         | - mg/L 以下   |
| 4  | 浮遊物質（SS）              | 60 mg/L 以下  |
| 5  | 窒素含有量                 | 120 mg/L 以下 |
| 6  | n-ヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量） | 5 mg/L 以下   |

|    |                               |                          |
|----|-------------------------------|--------------------------|
| 7  | n-ヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)      | 30 mg/L 以下               |
| 8  | フェノール類含有量                     | 1 mg/L 以下                |
| 9  | 銅含有量                          | 3 mg/L 以下                |
| 10 | 亜鉛含有量                         | 5 mg/L 以下                |
| 11 | 溶解性鉄含有量                       | 10 mg/L 以下               |
| 12 | 溶解性マンガン含有量                    | 10 mg/L 以下               |
| 13 | クロム含有量                        | 2 mg/L 以下                |
| 14 | 大腸菌群数                         | 3000 個 / cm <sup>3</sup> |
| 15 | 燐含有量                          | 16 mg/L 以下               |
| 16 | アルキル水銀化合物                     | 検出されないこと (mg/L)          |
| 17 | 水銀及びアルキル水銀その他の化合物             | 0.005 mg/L 以下            |
| 18 | カドミウム及びその化合物                  | 0.1 mg/L 以下              |
| 19 | 鉛及びその化合物                      | 0.1 mg/L 以下              |
| 20 | 有機リン化合物                       | 1 mg/L 以下                |
| 21 | 六価クロム化合物                      | 0.5 mg/L 以下              |
| 22 | 砒素及びその化合物                     | 0.1 mg/L 以下              |
| 23 | シアン化合物                        | 1 mg/L 以下                |
| 24 | ポリ塩化ビフェニル ( P C B )           | 0.003 mg/L 以下            |
| 25 | トリクロロエチレン                     | 0.3 mg/L 以下              |
| 26 | テトラクロロエチレン                    | 0.1 mg/L 以下              |
| 27 | ジクロロメタン                       | 0.2 mg/L 以下              |
| 28 | 四塩化炭素                         | 0.02 mg/L 以下             |
| 29 | 1,2-ジクロロエタン                   | 0.04 mg/L 以下             |
| 30 | 1,1-ジクロロエチレン                  | 0.2 mg/L 以下              |
| 31 | シス-1,2-ジクロロエチレン               | 0.4 mg/L 以下              |
| 34 | 1,1,1-トリクロロエタン                | 3 mg/L 以下                |
| 35 | 1,1,2-トリクロロエタン                | 0.06 mg/L 以下             |
| 36 | 1,3-ジクロロプロペン                  | 0.02 mg/L 以下             |
| 37 | チラウム                          | 0.06 mg/L 以下             |
| 38 | シマジン                          | 0.03 mg/L 以下             |
| 39 | チオベンカルブ                       | 0.2 mg/L 以下              |
| 40 | ベンゼン                          | 0.1 mg/L 以下              |
| 41 | セレン及びその化合物                    | 0.1 mg/L 以下              |
| 42 | ほう素及びその化合物                    | 10 mg/L 以下               |
| 43 | ふっ素及びその化合物                    | 8 mg/L 以下                |
| 44 | アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 | 100 mg/L 以下              |
| 45 | ダイオキシン類                       | 10 pg-TEQ/L              |